

21. オーストリア民法1431条は、非債弁済と弁済の法的根拠の存在についての錯誤を規律している。1432条は、以下の〔場合に〕返還請求権を排除している。消滅時効にかかった債務の弁済、形式要件の不遵守のみを理由として無効となった債務の弁済、自然債務 *obligatio naturalis* の弁済、または債務がないことを知って行われた弁済（悪意の弁済は民法1431条の当然の結果である）。完全な行為能力をもたない者はこうした例外に服さない（1433条）。未確定の *unliquidated* 債務は不存在の債務と同じ扱いである（1434条。弁済は付加的な条件の成就に左右される）。しかしながら、弁済期前に弁済がされたことだけでは、その弁済の返還を求めることはできない（同条第2文）。1435条は、弁済の法律上の根拠が事後的に消滅した場合の不当利得返還請求権 *condictio* に関し、錯誤は要件ではない。同条は、弁済の目的が到達できなかった場合（たとえば、契約関係範囲外で役務が提供された場合）にも類推適用される。1431条から1434条までの意義は、錯誤を要件としていない1435条によって制限される。1431条の場面では、錯誤は、誰が債権者かということにも関係する（OGH 31 January 1985, SZ 58/19; OGH 27 November 1968, SZ 41/163）。

22. ポルトガル、ドイツ、ギリシアについての詳細は上述ノート7-9を参照。

23. 同様に、ハンガリー法も、非債弁済を独立の訴訟原因として認めていない。非債弁済は、不当利得法の中心要素の1つである。無効または取り消された契約の巻戻しを規律する契約無効に関する規定は、この請求権に優先する（Gellért (-Benedek), A Polgári Törvénykönyv Magyarázata<sup>6</sup>, 1388）。2つの制度の違いは、本質的に、契約無効を規律する規定ではなく、不当利得法のみが、利得消滅の抗弁を認めている点にある（Weiss, A szerződés érvénytelmsége a polgári jogban, 113-114; Vékás, JbOstR XIV [1978], 249）。その結果として、不存在の契約に基づく給付と、無効な契約に基づく給付の間には区別がされなければならない。前者のみが不当利得法の規律に服する（Petrik (-Petrik), Polgári jog II<sup>2</sup>, 409; Kisfaludi, Az adásvételi szerződés<sup>2</sup>, 127-128, BH 2001/168 and BH 1975/86）。たとえば、合意の不存在のために存在しなかった契約に基づく給付は、前者の類型に入る。遡及的に無効となった契約に基づいてなされた給付は、第2の類型を構成する（無効な契約の観念について、詳しくは、Kemenes, Jogász Szövetségi Értekezések, 55, 64を参照）。

24. ポーランド民法410条は、「非債弁済」を規律し、これを不当利得法が特別に適用される問題とみている（Serda, Nienależne świadczenie, 45; Ohanowicz, Niesłuszne wzbogacenie, 248; Radwański and Olejniczak, Zobowiązania - część ogólna<sup>2</sup>, no.658 p.220）。それゆえ、405条の一般不当利得返還請求権の要件が充たされなければならない。410条2項によれば、次の4つの場合に非債弁済が成立する。(i) 弁済者が、一般的にであれ受領者に対してのみであれ弁済する債務を負っていない場合（非債弁済 *condictio indebiti*）、(ii) 給付の法律上の原因が事後的に効力を失った場合（終了した原因による不当利得返還訴権 *condictio causa finita*）、(iii) 給付の目的が達成しなかった場合（目的不到達による不当利得返還訴権 *condictio causa data causa non secuta*）、(iv) 給付を行う債務を負わせている法律行為が無効で、履行によって追認されなかった場合（原因のない不当利得返還訴権 *condictio sine causa*）である（Radwański and Olejniczak, loc. cit.）。411条は返還請求権が排除される4つの場合を規定しているが、なかでも、第1の範

201 疇は、弁済者が、自らが弁済する債務を負っていないことを知っていた場合である。スロヴェニア債務法86条は、違法な契約と良俗に反する *contra bonos mores* 契約が無効であると規定する。客観的に履行できない契約や、不明確な契約、不確定な契約も無効である。86条と結び付いた87条1項による法的な効果は、そのような無効な契約を基礎とする給付は、原物で返還されるべきであり、それが不可能な場合には、その価値が補償されなければならない、ということである。96条は、詐欺、錯誤、強迫により（無効もしくは）〔訳注：条文は明らかに取消しの場合のみを規定している〕取り消された契約を基礎になされた給付についても同じ法的効果を規定している。ブルガリア法では、債務法55条1項（給付の法律上の原因の欠如）と56条（第三者の債務の弁済。詳しくは、*Goleminov, Neosnovatелno obogatjavane*, 39 を参照）によって非債弁済 *condictio indebiti* が規定されている。55条1項の要件は、利得者の給付が無効または取り消された法律関係を根拠として取得されていることである。56条は、弁済者が、自らの債務を弁済していると誤信して弁済した場合に関する。この規定は、自らが保証人として保証債務を負っていると誤信した場合にも適用される。錯誤は宥恕されるものでなければならない (*Vassilev, Obligationno pravo*, 590)。

25. オランダ民法6編203条は、一般不当利得返還請求権との関連で、「非債弁済」を規律している。それに対応する補償請求権は、客観的な法律上の基礎を欠いて (*sine causa*) なされた「弁済」（この概念は、物、金銭、権利および役務の給付 *provison* を含む）の巻戻しに向けられている。「弁済」が錯誤でなされたことは必要ではない。この給付は、弁済をする意思があったかなかったかには影響されないのである (*Parlementaire Geschiedenis VI*, 804-805; *Asser (-Hartkamp), Verbintenissenrecht III*<sup>12</sup>, nos.321-322 p.340-342; *Scheltema, Onverschuldigde betaling*, 11, 31-34)。行為能力を欠く者は、取得から実際に利得している範囲で、原状回復、果実の返還、ならびに費用償還および損害賠償請求権を満足させる義務を負うにとどまる (6編209条)。